

入札監理小委員会における審議結果報告
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の
図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要

(1) 事業の概要（資料H-1）

○ 事業概要

本業務は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の JAEA イノベーションハブ（図書館）が実施している学術情報の収集・整理・提供のうち、国内外で発行された冊子、マイクロ資料及び電子媒体の図書、会議録及び技術レポート等（以下「図書等」という。）、国内外で発行された冊子、マイクロ資料及び電子媒体の学術誌及び専門新聞等（以下「雑誌等」という。）の受入れ、目録作成、装備、管理（図書館利用環境の維持、所在検査等）及び配付等の学術情報の整理に関する業務全般を行うものである。

○ 実施施設

住所：茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

- (1) 原子力科学研究所 JAEA イノベーションハブ（図書館）
- (2) その他、総括責任者と事前に協議して定めた場所

○ 事業期間等

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間（第 3 期）

○ 事業の目的

機構が所有する学術情報等の適切かつ効率的な運用

(2) 選定の経緯等

本事業は、機構において、関係法人のみによる応札など不透明な調達が数多く実施されていることを指摘する新聞報道（平成 27 年 12 月）を発端として、監理委員会として機構の契約状況等を確認していた過程において、機構から自主的に選定された事業（公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）別表に初めて記載）。

令和 3 年度～令和 5 年度の 3 年間で市場化テスト 2 期目を実施し、令和 5 年度の事業評価において「継続」の評価を受けた。

2. 事業の評価を踏まえた対応

【論点】

- ・ 2者からの応札があったものの、新規参入業者への働きかけの効果が見受けられず、競争性の確保に課題が残っている。
- ・ 令和5年5月17日の入札監理小委員会（C）の審議（その後の追加資料を含む）において、実施要項の作成に向けて競争性の確保について改善するように検討依頼した課題について対応できているか。

【事項】

- 1 本事業の選定の経緯を踏まえた対応
- 2 新規参入業者が参加していない理由の分析が不十分
- 3 請負契約の実態にあわせた実施要項案の作成
- 4 開示情報の記載が不十分
- 5 常駐勤務者の必要性
- 6 通常の図書館と比べると、多くの資格や経験を求めている理由が不明瞭
- 7 成果情報管理業務の従事者に、高い専門性を求めるならば、図書館管理業務との切り離しを検討

【対応】

- 次期調達に向けては、大幅な見直しをする必要があり、「成果情報の管理に係る業務」を切り離している。
見直しの理由は、政府が策定している「科学技術・イノベーション基本計画」第6期が、令和3年3月に閣議決定され、研究開発を行う機関全てに対して、「①信頼性のある研究データの適切な管理・利活用促進のための環境整備」が求められていることから、環境整備を図る上で、業務範囲を見直し、労働者派遣に切り替えることにしている。**（事項7）**
- 市場化テストの対応範囲である「学術情報管理に係る業務」については、上記の検討依頼事項及び、選定の経緯を踏まえ、あらためて、「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」により再点検を行っている。**（事項1）**
主に変更した点は、「実施要項の情報開示」「仕様書の業務内容」「仕様書の業務に必要な資格等」であり、業務従事者に求める資格については、研修受講・修了実績を削除し、図書館業務の円滑な運営に必要な資格要件へ緩和を図っている。**（事項2、5、6）**
(19/65, 40/65, 51/65)
- 新規参入業者の確保の取組としては、図書館業務を行っている機関及び東海村近傍に所在する大学図書館・公共図書館に類似事業確認を行い、類似の事業を行っている事業者へ新たに働きかけを行っている。**（事項2）**
- 仕様書内の「作業項目」に「作業時期・数量・人工（目安）を入れ、年間業務量が把握できるように抽象的な表現を極力減らし、実態が把握できるよう見直しを行っている。また、全体を通して、抽象的な表現の見直しを図っている。**（事項3、4）**
(3/65, 9/65, 19/65, 38/65, 40/65, 51/65)

3. その他の修正変更

時点・字句修正・記載の明確化。

4. 実施要項（案）の審議結果

上記の対応により、参入障壁を排除し、競争性が確保できているか、御議論いただき、2点のご指摘があり、以下のとおり対応した。

【指摘事項1】

業務範囲の見直しにより、本業務が図書館業務のみになるのであれば、契約件名は「図書館における運營業務」の方が一般的と思われるがどうか。

【対応1】

研究機関における本図書館は、学術情報を取り扱うという特徴を有することから、契約件名に「学術情報」を残すこととした。他方、件名を再度検討したところ、本業務と同様の業務に係る件名を「管理運用」としている機関が多いことが確認できたことから、件名を「学術情報の管理に係る業務」から「学術情報の管理運用業務」とした。

〈契約件名及び目次以外の該当箇所〉

実施要項案の 1. (1) 本業務の概要 (3/65)
(2) 本業務の内容 (3/65)
(3) 確保されるべき対象業務の質 (3/65)

実施要項案の 4. ⑤技術提案書等提出期限のロ (6/65)

実施要項案の 10. (2) 調査項目及び実施方法の① (15/65)

実施要項案の別紙6 (31、32/65)

仕様書案の 5. 業務内容の表中の資料の種類 (51/65)

仕様書案の 8. 支給品及び貸与品 (51/65)

技術提案書の 1. 目的 (59/65)

技術提案書の別紙1から3 (61～64/65)

【指摘事項2】

本業務が、図書館業務全体のうち、どの程度の業務を対象とするのか、図書館業務全体との関係性をもう少し明確にした方がいいのではないか。

【対応2】

図書館が担う学術情報の収集・整理・提供のうち、「整理」部分であることを明確にするため、「学術情報の管理に関する全般を行う。」から「学術情報の整理に関する業務全般を行う。」とした。

〈該当箇所〉

実施要項案の 1. (1) 本業務の概要 (3/65)

仕様書案の 1. 目的 (38/65)

5. パブリック・コメントの対応

令和5年9月6日から9月26日まで実施されたパブリック・コメントにおいて、3者から5件の意見等が寄せられ、1カ所の修正を行った。